

岩手県告示第635号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県税の収納に関する事務を令和2年9月1日次の者に委託した。

令和2年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 受託者

| 住 所 | 名 称 |
|-----------------|--------------|
| 東京都港区芝浦三丁目1番21号 | 株式会社ファミリーマート |

2 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで